令和８年度

業　務　概　要

（令和７年度事業実施状況）



山梨県立富士ふれあいセンター

目　　次

１　センターの概要 …… 1

(1)　設　置　目　的 …… 1

(2)　建 設 の 経 緯 …… 1

(3)　施 設 の 概 要 …… 2

(4)　組織と業務内容 …… 4

２　管　内　の　状　況 …… 5

(1)　管 内 の 概 要 …… 5

(2)　管内の人口・世帯数 …… 6

(3)　身体障害者手帳交付状況 …… 7

(4)　療育手帳交付状況 …… 8

(5)　精神障害者保健福祉手帳交付状況 …… 8

３　業　務　の　概　況 …… 9

(1)　相談 …… 9

(2)　障害児（者）地域療育等支援事業 …… 10

(3)　地域交流事業 …… 12

(4)　社会福祉研修事業 …… 15

(5)　展示・貸出事業 …… 16

(6)　令和７年度利用状況 …… 17

山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例 …… 18

山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則 …… 20

1　センターの概要

(1) 設置目的

富士ふれあいセンターは、富士・東部地域の障害児(者)の自立と社会参加を積極的に推進し、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会の構築を目指す『富士ふれあいの村構想』により、障害者支援施設「はまなし寮」及び「ふじざくら支援学校」と一体的に整備されました。

当センターは、その構想の中核施設として、地域の医療、福祉、保健等関係機関と密接な連携を図る中で、当地域の障害児（者）の自立と社会参加を積極的に推進することを目的に、障害者福祉相談、各種研修・講座の実施等、専門的福祉サービスを提供しています。

(2) 建設の経緯

富士ふれあいセンターを含む「富士ふれあいの村」の開設までの経緯は次のとおりです。

① 平成３年２月議会において、「富士北麓・東部地域に、心身の不自由な方々の在宅福祉を支え、地域における福祉推進の拠点となる福祉施設の整備を推進する。」旨を知事が表明

② 平成３年６月補正で、基本構想策定のための福祉ニーズ、障害者の実態、社会福祉資源等についての基本調査費を予算計上

③ ②を受け、基本調査を㈳日本病院建築協会に委託するとともに、庁内関係各課による検討委員会を設置し、基本構想を検討（５回開催）

④ 平成４年度、基本調査結果を踏まえ基本構想の策定を委託

⑤ 平成５年度、庁内検討委員会の設置（検討３回）、併せて庁外検討委員会を設置（検討４回）する中で基本コンセプト、拠点施設の機能、入所施設の必要性・種別、地域・既存施設等との連携、既存医療機関等との連携の必要性、建築場所の選定条件等について検討し、方向を明示

⑥ 平成６年２月議会において、建設地は「山梨赤十字病院の南側に隣接した県有地」とする旨を知事が表明

⑦ 平成６年度当初予算に基本実施設計委託料、地質調査委託料を計上

※ 平成６年７月より、環境影響調査、周囲測量、地質調査を実施

⑧ 平成７年３月16日　起工式

⑨ 平成８年３月　竣　工

⑩ 平成８年４月　開　館（富士ふれあいセンター、はまなし寮、ふじざくら支援学校）

(3) 施設の概要

① 富士ふれあいの村

○ 所 在 地　南都留郡富士河口湖町船津 6663-1

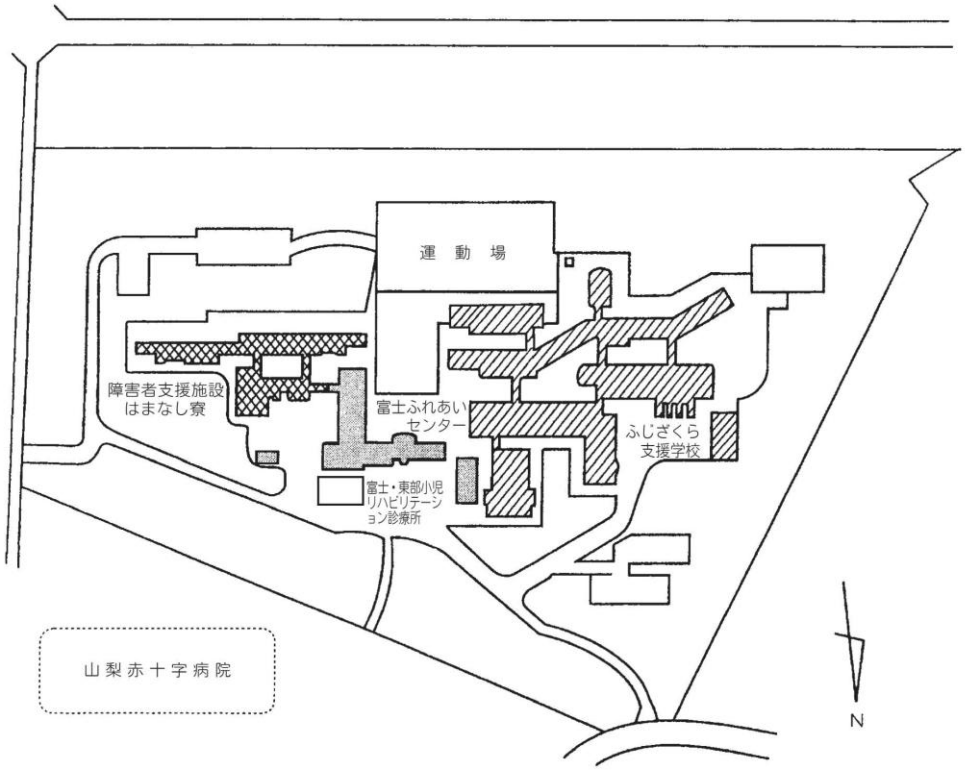
○ 敷 地 面 積　119,000 ㎡

○ 施 設 名　・山梨県立富士ふれあいセンター

・山梨県立ふじざくら支援学校

・(福)山梨県社会福祉事業団　障害者支援施設　はまなし寮（H17.4.1 から上記事業団へ移管）

・富士・東部小児リハビリテーション診療所（H27.4.2 開設）



② 富士ふれあいセンター

○ 規　　模　鉄筋コンクリート造平屋建

延べ床面積　1,398.46 ㎡　　建築面積　1,666.07 ㎡

○ 総 工 事 費　5億972万7千円

○ 施 工 期 間　平成7年3月～平成8年3月

○ 開　　館　平成8年4月1日

○ 施 設 内 容

施　設　名	床 面 積	設　備　内　容（用　途）
展　示　室	90　㎡	管内福祉施設に関する資料の掲示等
図　書　室	63　㎡	点字図書・大活字本・字幕入りビデオテープ・カセットブック・一般図書の貸出し
研　修　室	90　㎡	机使用30～100人分、イスのみ120人分 （一体使用が可能）
第１実習室	54　㎡	上下可動型台所装置2台、電磁調理器、オーブンレンジ、炊飯器等の調理用器具 電気陶芸窯、ろくろ等の陶芸用具 卓上織物機、革細工用具 昇降テーブル4台
第２実習室	54　㎡	畳部分10畳（茶室兼用）、座卓、水屋、茶道具 昇降テーブル1台
機能訓練室	75　㎡	
更　衣　室	12.5 ㎡	ロッカー
医　務　室	15　㎡	
相　談　室	19.8 ㎡	（相談・検査）
所　長　室	19.8 ㎡	
事　務　室	48　㎡	一般事務（相談・判定受付、施設利用受付）

※ 太線内は、利用可能（貸出）施設です。

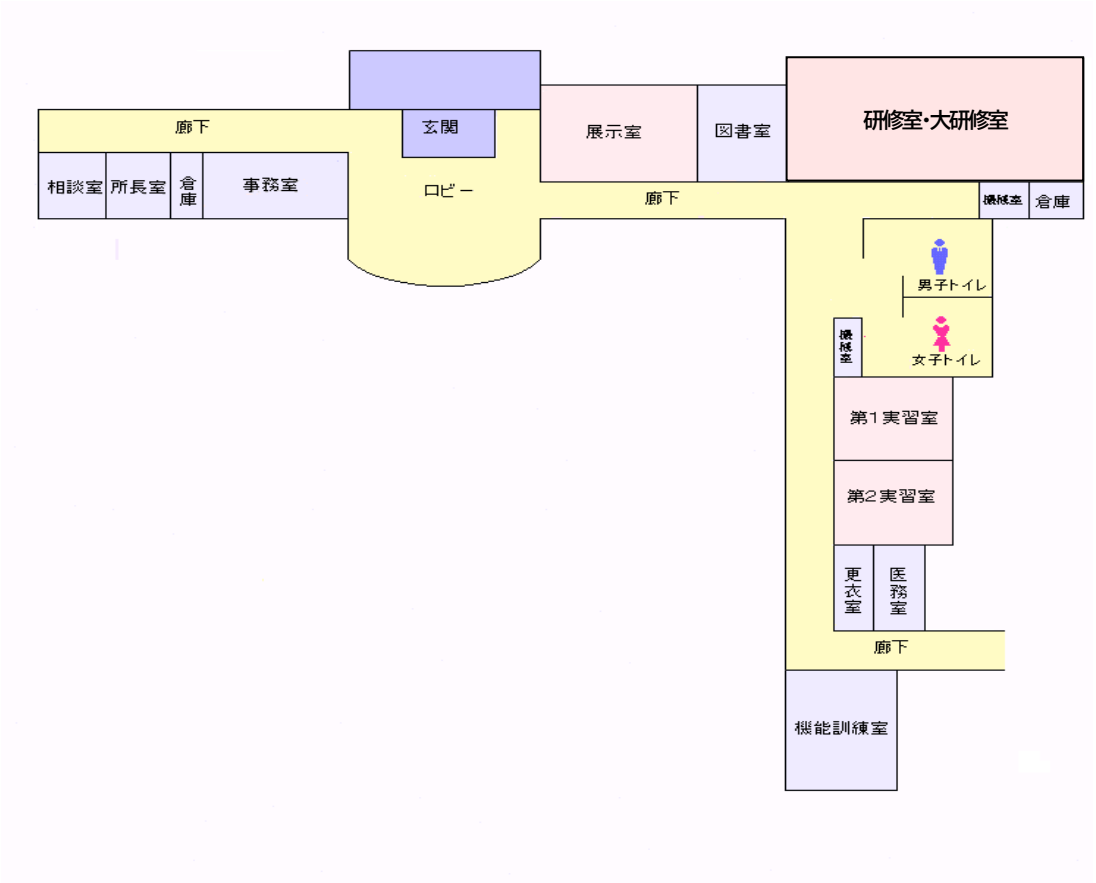


（第１実習室）



（第２実習室）

③　富士ふれあいセンター施設平面図



(4) 組織と業務内容

所　長 ―― 次　長

総務スタッフ
４人
- ○経理・給与・福利厚生
- ○財産・物品の管理
- ○図書室の運営
- ○施設利用の受付・調整
- ○施設及び敷地内の整備管理
- ○富士ふれあいの村まつりの開催

ふれあい推進
スタッフ４人
- ○発達障害児（者）に関する相談
- ○相談・判定・福祉情報の提供
- ○障害児(者)地域療育等支援事業の実施
- ○地域福祉講座・文化教養講座の開催
- ○富士ふれあいの村まつりの開催
- ○自立支援・療育に関する講習会の開催
- ○情報誌・広報誌の発行

２　管　内　の　状　況

(1) 管内の概要

当センターは、富士・東部地域 12 市町村（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡２町４村、北都留郡２村）を管内としています。

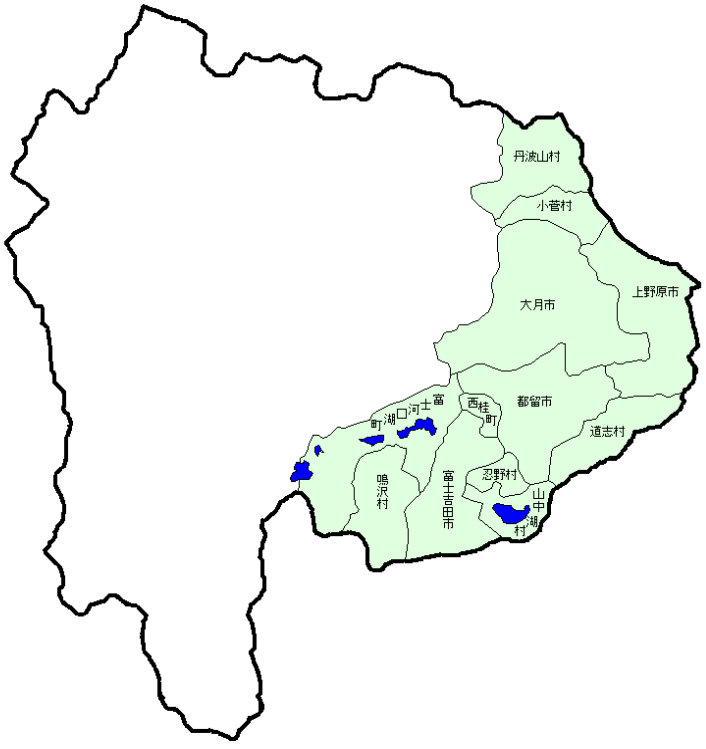
管内の総面積は、1,309.25 ㎢で全県の 29.32％を占め、世帯数は 73,317 世帯で 20.82％、人口は、162,700 人で 20.92％を占めています。（令和８年４月１日現在）

当管内は富士北麓地域と東部地域の二つの地域からなり、富士北麓地域は、県の南東部に位置し、周囲に富士山を始めとした山塊に囲まれ、神奈川県・静岡県に接した地域で、東富士五湖道路、国道１３８号、１３９号など静岡県に連絡する幹線を有し、富士急行線、中央自動車道富士吉田線などの交通網も整備されています。また、当地域は、世界文化遺産である富士山や富士五湖に代表される日本有数の観光地であり、毎年多くの観光客が訪れます。

東部地域は、県の東部に位置し、海抜 200m未満の河谷から 2,000mに達する高山をもつ山間地帯に広がっており、東京都・神奈川県・埼玉県に接した地域で、ＪＲ中央線、中央自動車道、国道２０号、１３９号により東京圏へ連絡しています。当地域は東京圏への就業者が多く、山間部においては、若年層の流出により、高齢化とともに過疎化も進んでいる地域です。

管内の身体障害者手帳交付者数は 6,492 人、療育手帳交付者数は 1,615 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 1,751 人です。（令和８年３月 31 日現在）

管内人口に対する各手帳の交付率は、身体障害者手帳の場合 3.99％（県 3.10％）、療育手帳の場合 0.99％（県 0.97％）、精神障害者保健福祉手帳の場合 1.08％（県 1.28％）となっています。



(2) 管内の人口・世帯数

（令和8年4月1日現在）

市町村名	面 積	世　　帯		人口			
		世帯数	対前年増減率 (%)	男	女	総 数	対前年増減率 (%)
富士吉田市	121.74	19,366	0.8	21,320	22,651	43,971	△ 0.7
都　留　市	161.63	14,006	△ 0.1	13,859	14,871	28,730	△ 1.5
大　月　市	280.25	9,108	△ 0.3	9,772	10,160	19,932	△ 2.1
上野原市	170.57	9,403	0.0	10,307	10,265	20,572	△ 2.0
道　志　村	79.68	600	△ 1.8	708	708	1,416	△ 3.3
西　桂　町	15.22	1,496	1.4	1,743	1,851	3,594	△ 1.6
忍　野　村	25.05	3,543	△ 1.7	4,954	4,161	9,115	△ 0.5
山中湖村	53.05	2,212	1.1	2,510	2,595	5,105	△ 1.3
鳴　沢　村	89.58	1,138	3.8	1,349	1,390	2,739	△ 0.5
富士河口湖町	158.40	11,872	2.0	13,063	13,391	26,454	0.1
小　菅　村	52.78	317	△ 0.3	309	298	607	2.4
丹波山村	101.30	256	△ 3.8	248	217	465	△ 2.1
管　内　計	1,309.25	73,317	0.5	80,142	82,558	162,700	△ 1.1
山　梨　県	4,465.27	352,175	0.4	382,119	395,523	777,642	△ 0.9
割　　合	29.32	20.82				20.92	

（面積は2026山梨県のあらまし、人口・世帯は山梨県常住人口調査結果報告による）

(3) 身体障害者手帳交付状況

（令和8年3月31日現在）

障害区分 / 市町村名	視覚	聴覚	平衡	音声・言語・そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	肝臓	合計	合計/人口
富士吉田市	139	139	1	22	822	277	180	46	102	0	4	1,732	3.94
都留市	91	110	2	13	431	208	99	23	47	0	5	1,029	3.58
大月市	68	137	1	10	441	227	94	12	62	1	3	1,056	5.30
上野原市	55	193	1	9	374	133	84	10	49	1	1	910	4.42
道志村	9	3	0	1	28	8	8	1	0	0	0	58	4.10
西桂町	19	11	0	1	64	33	17	4	7	0	0	156	4.34
忍野村	29	19	1	2	116	40	26	5	12	0	1	251	2.75
山中湖村	13	14	0	3	105	40	27	7	12	0	1	222	4.35
鳴沢村	6	12	0	1	56	24	9	2	6	0	1	117	4.27
富士河口湖町	69	102	2	20	381	145	96	23	51	0	5	894	3.38
小菅村	3	2	0	2	14	6	3	0	2	0	0	32	5.27
丹波山村	1	2	0	2	11	6	5	1	7	0	0	35	7.53
管内計	502	744	8	86	2,843	1,147	648	134	357	2	21	6,492	3.99
山梨県	1,746	2,501	21	298	11,027	4,685	2,052	557	1,141	11	75	24,114	3.10

（単位：人）

※　免疫機能障害については、加味していません。

※　人口は、令和８年４月１日現在の山梨県常住人口調査結果報告による。

(4) 療育手帳交付状況

（令和8年3月31日現在）

区分 / 市町村	障害程度別						年齢別		合計	合計/人口
	A－1	A－2a	A－2b	A－3	B－1	B－2	18歳未満	18歳以上		
富士吉田市	45	41	107	8	115	126	97	345	442	1.01
都留市	19	23	49	4	67	96	38	220	258	0.90
大月市	18	28	54	5	59	85	27	222	249	1.25
上野原市	21	29	32	5	46	75	24	184	208	1.01
道志村	0	0	5	0	5	3	3	10	13	0.92
西桂町	3	5	9	1	16	12	11	35	46	1.28
忍野村	4	7	9	1	19	25	20	45	65	0.71
山中湖村	6	4	10	1	6	10	5	32	37	0.72
鳴沢村	1	2	6	0	10	6	7	18	25	0.91
富士河口湖町	21	33	61	4	51	89	78	181	259	0.98
小菅村	2	0	2	0	2	0		6	6	0.99
丹波山村	0	3	0	0	1	3		7	7	1.51
管内計	140	175	344	29	397	530	310	1,305	1,615	0.99
山梨県	560	857	1,422	123	1,857	2,746	1,661	5,904	7,565	0.97

（単位：人）

※　人口は、令和８年４月１日現在の山梨県常住人口調査結果報告による。

(5) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

（令和8年3月31日現在）

市町村	手帳数	手帳数/人口
富士吉田市	478	1.09
都留市	311	1.08
大月市	268	1.34
上野原市	261	1.27
道志村	10	0.71
西桂町	38	1.06
忍野村	53	0.58
山中湖村	29	0.57
鳴沢村	36	1.31
富士河口湖町	259	0.98
小菅村	5	0.82
丹波山村	3	0.65
管内計	1,751	1.08
山梨県	9,928	1.28

※　人口は、令和８年４月１日現在の山梨県常住人口調査結果報告による。

3　業　務　の　概　況

(1) 相　談

①障害福祉相談

専門スタッフ（ソーシャルワーカー、心理士）が、富士・東部地域を対象として、障害児（者）、家族、関係者等の各種相談に応じます。

＜障害福祉相談件数＞

来　　所	電　　話	その他（訪問等）	合　　計
２４２	７５	９	３２６

（件）

※障害児（者）地域療育等支援事業にかかわる相談は除く。

②ことばの発達相談

言語について問題を抱えている児者とその家族に対して専門家による相談や指導を行い、家庭での働きかけ方等を助言するなど、日常生活の向上を援助します。

＜ことばの発達相談件数＞

開催回数（延べ）	４５
相談件数（延べ）	１９８

（件）

③相談・判定（障害者相談所兼務）

主として富士・東部地域の身体障害者（18 歳以上）の補装具及び知的障害者（18 歳以上）の療育手帳の相談・判定を、障害者相談所の兼務である福祉職員と心理判定員が行います。また、富士ふれあいセンター内だけでなく、管内各地への巡回による判定も行います。

＜身体障害者関係＞

（相談内容）

	来　所	巡　回	計
補　装　具	３７	１０	４７

（件）

（判定内容）

	来　所	巡　回	計
補　装　具	３７	１０	４７

（件）

＜知的障害者関係＞

（相談内容）

	来　所	巡　回	計
療育手帳	７３	１３	８６

（件）

（判定内容）

	来　所	巡　回	計
医学判定	５	０	５
心理判定	７３	１３	８６
合　　計	７８	１３	９１

（件）

(2) 障害児（者）地域療育等支援事業

ア　目　的

在宅の障害児（者）の地域生活を支えるため、療育、相談、福祉に関する啓発等を実施するとともに、地域での療育、支援体制を整備し、福祉の向上を図ることを目的とします。

イ　対　象

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）、発達障害児（者）とその家族、福祉施設（保育所、障害児施設）等の職員、関係者

ウ　実施主体及び地域

実施主体・・・富士ふれあいセンター（事業の承認　平成１０年１０月１日）

地　　域・・・富士北麓地域（１市２町４村）

エ　事業内容

（ア）在宅支援訪問療育等指導事業

a　巡回相談

相談指導班（福祉専門職、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士等）を配置し、相談・指導を希望する在宅障害児（者）の家庭に随時訪問させ、又は、地域を巡回して各種相談・指導を行います。

b　訪問健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な知的障害児（者）等の家庭を、医師・保健師等が訪問し健康診査や各種相談を行います。

（イ）在宅支援外来療育等指導事業

障害児（者）及び保護者に対し、外来の方法で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等専門家による各種相談・指導を行います。

（ウ）施設支援一般指導事業

障害児通所支援事業や障害児保育及び、障害児教育等を行う保育所・学校・福祉施設等の職員に療育に関する技術指導を行います。

a　研修会の実施　　年２回

b　訪問指導　　随　時

（エ）地域療育連携事業

a　相談支援事業

当センターに在宅福祉を担当する職員（コーディネーター）を配置し、在宅障害児（者）とその家族に対して家庭訪問や面接、電話等による各種相談に応じます。

市町村の行う相談支援事業の中でも広域的な課題、困難事例等については、共働して対応します。

b　ボランティア育成

学生をはじめ一般の方を対象に、障害及び障害児（者）の理解を深め、ボランティアへの意識や関心を高め、障害児（者）の地域生活を支援するボランティアの養成を図ることを目的として、講習会等の企画、運営を行います。

c　地域啓発活動

障害福祉関係者をはじめ一般の方を対象に、障害及び障害児（者）の理解を深め、障害児（者）が住みやすい社会を作ることを目的として、障害福祉等に関する研修等を実施します。

d　地域障害者自立支援協議会の支援

富士北麓圏域障害者自立支援協議会（６市町村）をはじめ、管内の地域障害者自立支援協議会へ参画し、保護者、施設事業所及び市町村行政等関係機関と連携して、障害福祉の課題について検討し、解決に向けて取り組みます。

令和7年度障害児（者）地域療育等支援事業実施状況

項目			日・回数	人数	合計
在宅支援訪問療育等指導事業	巡回相談		7日 （回）	2人	7日 2人
	訪問健康診査		0日	0人	
在宅支援外来療育等指導事業	理学療法関連相談		0日	0人	3日 3人
	作業療法関連相談		3日	3人	
	言語療法関連相談		0日	0人	
施設支援一般指導事業	研修会	施設支援一般指導事業療育関係者研修会	2回	194人	23回 302人
	施設等訪問指導	保育園、施設等訪問指導	21回	108人	
地域療育連携事業	相談援助事業	電話相談	74回	（64人）	232回 417人
		来所相談	133回	（42人）	
		家庭訪問等	20回	（20人）	
	ボランティア育成		3回	53人	
	地域啓発活動	地域啓発活動	20回	238人	
		情報誌の発行 「ふれあいだより」	0回		
合　　計					724人

※　（　　）内は実人数

(3) 地域交流事業

① 文化教養講座

障害者の自立や生活の質の向上・地域交流などの場として、教室を開催します。各教室ともそれぞれの参加者に合わせた方法で工夫しながら行います。

教室名	対象者	期間	回数	受講者	内　　容
陶　芸 教　室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	6/20 ～2/20	１０回	１１０人	お皿やカップなど実用的なもの・季節を感じる小物などを作陶する中で、陶芸の技法を楽しみながら学んだ。
絵てがみ 教　室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	6/4 ～2/21	７回	８９人	基本の筆の持ち方・動かし方を意識しながら、お正月、節分などの季節感のある題材や花等をハガキや和紙の巻き紙などに描いて学んだ。
ﾌﾗﾜｰｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄ教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	6/13 ～11/12	４回	４７人	造花などを材料にｵｰﾅﾒﾝﾄなどの個性あふれる作品を作製した。
書道教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	1/19 ～2/2	３回	１５人	書道に関する文字体の種類、筆の持ち方などの講義を受けた後に語句集から選んだ一字語、二字語を色紙大の半紙に練習した後に色紙に清書し色紙額に納めて完成となった
ｸﾗﾌﾄ体験 教　室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	2/25	１回	１２人	桜、矢車草、シダの葉などの造花をグルーガンで丁寧に付けて「ベンチクラフト」を作製した。
夏期文化 教　室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	8/4	１回	１５人	ヒマワリ、アジサイなどの造花や貝殻の作り物、リボンテープなどを使用してフォトフレームを作製した。
ｸﾘｽﾏｽｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄ教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	10/7	１回	１７人	シープホーン、コットンツリー、ペーパーベリーなどの生花を材料にしてクリスマスリースを作成した。
東部地域 出張講座 （ｸﾗﾌﾄ体験教室）	障害者及び 介護者 一般(若干名)	7/22 12/1	２回	２０人	ヒマワリなどの造花をグルーガンで丁寧に付けて「サマーリース」を作製した。 飾り付けるリボンを作成し、その後ポインセチア、松ぼっくり、緑の葉などの造花をグルーガン丁寧に付けて「クリスマスリース」を作製した。
合　　計			２９回	３２５人	

②文化教養講座における手話通訳者派遣回数

ﾌﾗﾜｰｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄ教室　1回
絵手紙教室　2回
陶芸教室　6回
ｸﾘｽﾏｽｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄ教室　1回　　計　10回

③ネットワークづくり活動事業

障がい児（者）及びその家族、支援者が抱える問題や悩み等についてそれぞれがグループを形成し、交流する場をつくるため実施します。

相互の関係づくりと社会参加の推進を図り、障がいに関わる方々が生き生きと前向きに生活できるようサポートすることを目的とし、「障がい児（者）交流会」、「家族交流会」、「支援者交流会」のグループによる交流会を開催します。

交流会名	対象者	開催日	参加者	講師等
支援者交流会	福祉、教育、医療、行政関係者等	7/14	２５人	講師　（福）あそびじゅく中村洋人氏 人とのつながりが地域をつくる ワークショップ形式
		12/16	１１人	第1部　講師　JR東日本・パラアスリート 成嶋　徹　氏 第２部　参加者によるフリートーク
家族交流会	障がい児(者)・発達特性のある方の家族	10/28	１１人	第1部　講師　浩太朗ﾊｯﾋﾟｰﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ代表 小林　圭子　氏 第２部　参加者によるフリートーク
		11/11	９人	第1部　講師　子育て支援ｻｰｸﾙにこにこﾏﾏｸﾗﾌﾞ代表 森本　万里子　氏 第2部　参加者によるお喋りタイム
当事者交流会	障がい児(者)・発達特性のある方	10/21 2/9	２９人 １４人	「みんなで楽しむ交流会」として①空きカンつみゲーム②輪投げゲーム③ボール渡しゲーム④ペットボトルボーリングの４ゲームを施設対抗戦で楽しんだ。

④ネットワークづくり活動事業における手話通訳者派遣回数

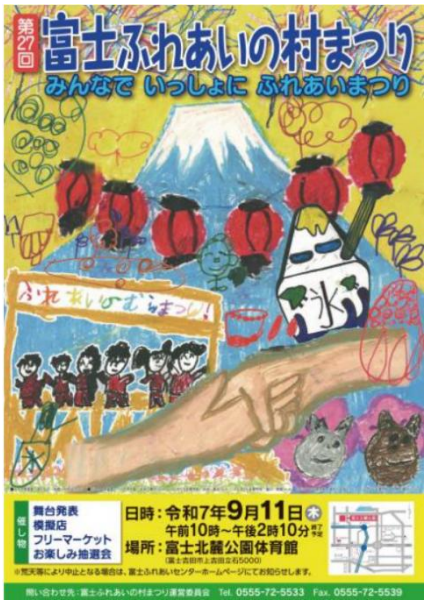
支援者交流会（12/16）　1回

⑤　富士ふれあいの村まつり

地域交流事業の大きな核として位置づけ、富士・東部地域の障害児(者)の方と地域住民の方が集い、ふれあう場として開催します。

令和７年度は、熱中症対策等のため、富士北麓公園体育館において開催いたしました。

事　業　名	開　催　日	参 加 者	内　　容
第27回 富士ふれあいの村まつり	令和７年９月11日 （木）	約1,000人	舞台発表、模擬店、フリーマーケット、抽選会





みんなで練習した踊りを披露しています！！

⑥　富士ふれあいの村だより

令和７年度富士ふれあいの村だよりの発行状況（令和８年３月）

	内　　容	執　　筆　　者
第３０号	①　令和７年度の新たな取り組みとその成果を振り返って ②　はまなし寮 ③　ふじざくら支援学校「地域とともに一歩」 ④　山梨県聴覚障害者協会の活動、デフリンピックへの取り組み ⑤　「第27回富士ふれあいの村まつり」を開催！！ ⑥　ネットワークづくり活動事業について	①　富士ふれあいセンター　所長　白須慎一 ②　はまなし寮　寮長　齊藤一広 ③　ふじざくら支援学校　校長　金丸実奈江 ④　一般社団法人山梨県聴覚障害者協会 事務局長　仁科加代子 ⑤　富士ふれあいの村まつり運営委員会 ふじざくら支援学校　小学部3年　倉澤琴音 ⑥富士ふれあいセンター

(4) 社会福祉研修事業

① 地域福祉講座

障害者の理解を深め、障害者が住みやすい社会を作ることを目的とし、福祉に関わる身近な問題を取りあげ、講師を招き、学習や問題提起の場として開催します。

講　座　名	開 催 日	受講者	内　容
「援助者のためのメンタルケア　「私」と「仲間」と、その先の存在をたいせつにするために」 ＜講師＞ 山梨県立大学人間福祉学部　山中　達也氏	令和７年 ６月 11 日（水） 13:30～15:30	計 66 人	市町村職員、福祉関係者、障害者とその家族等の様々な方を対象とした講演会
「福祉施設の人材育成や施設運営について～地域とのつながりに着目して～」 ＜講師＞ （福）あそびじゅく　中村　洋人　氏	令和６年 11 月 17 日（月） 13:30～15:30		

② 自立支援・療育研修会

障害児（者）が自立した生活を送れるよう、社会生活を営む上での技能を身につけるための講習会を行います。また、障害児（者）及び発達の気になる子どもの保護者や関係者が適切な関わり方を学ぶための講習会を行います。

開催日時	受講者	講師・内容
令和７年 ７月 30 日（水） 10 月 3 日（金） 12 月 5 日（金） 15:30～17:00	９名 （各回 ３名）	「学齢期保護者セミナー」 講師：富士ふれあいセンター　ふれあい推進スタッフ （令和７年７月 30 日） 甲斐市障がい者機関相談支援センター　小野亮一氏 （令和７年 10 月 3 日） 発達に偏りのある子どもを持つ保護者 （令和７年 12 月 19 日）
令和７年 ７月 30 日（水） 10 月 3 日（金） 12 月 5 日（金） 15:30～17:00	９名 （各回 ３名）	「学齢期発達療育グループ」 講師：公認心理師　山梨県スクールカウンセラー 遠藤　由紀子　氏

令和7年7月30日（水） 10月3日（金） 17:15～18:45 12月19日（金） 16:00～17:30	6名 （各回 2名）	「就労準備保護者セミナー」 講師：富士ふれあいセンター　ふれあい推進スタッフ （令和7年7月30日） 富士北麓障害者基幹相談支援センター　城之内　幸子氏 （令和7年10月3日） 発達に偏りのある子どもを持つ保護者 （令和7年12月19日）
令和7年7月30日（水） 10月3日（金） 17:15～18:45 12月19日（金） 16:00～17:30	6名 （各回 2名）	「就労準備グループ」 講師：公認心理師　山梨県スクールカウンセラー 遠藤　由紀子　氏

⑸展示・貸出事業

① 図書貸出し

図書室では、一般図書の他、視聴覚障害者のための朗読カセット、大活字本、点字本、聴覚障害者向けの字幕入りビデオの閲覧、貸出しを行います。

蔵書等の数

〈 一 般 図 書 〉	1,491冊
〈 点 字 本 〉	170冊
〈 大 活 字 本 〉	42冊
〈朗読カセットテープ〉	66巻
〈字幕入りビデオ・DVD〉	735巻



図 書 室

② 管内福祉施設の生産物等の展示

展示室では、管内福祉施設の生産物等を常時展示しており、来所者、相談者、視察者の方々等、どなたでも自由に見学していただいています。

(6) 令和７年度利用状況

	肢体	視覚	聴覚	内部	知的	発達	精神	重複	その他	小計	家族等	関係者 一般等	小計	計
障害福祉相談	0	0	0	0	11	84	0	26	205	326	217	119	336	662
ことばの発達相談	0	0	0	0	43	11	0	8	136	198	239	4	243	441
相談・判定	47				181					228			0	228
地域療育等 支援事業	0	0	3	0	16	76	0	4	185	284	5	441	446	730
文化教養講座	34	0	18	0	114	11	27	7	0	211	90	24	114	325
ネットワークづくり 活動事業	1		2		28	1	2			34	9	56	65	99
地域福祉講座										0		66	66	66
自立支援・療育研修会		0	0	0	0	15	0	0	0	15	15		15	30
図書貸出事業										0		0	0	0
ビデオ貸出事業										0			0	0
研　修　室	78	1			89	21	5	8		202		647	647	849
第一実習室					33	1	24			58		46	46	104
第二実習室									10	10		39	39	49
施設見学										0		86	86	86
計	160	1	23	0	515	220	58	53	536	1,566	575	1,528	2,103	3,669
富士ふれあい の村まつり														1,000
合　　計														4,669

※「相談・判定事業」は、家族等のカウントはしていない。

※「富士ふれあいの村まつり」は、障害者と一般を合計した数。

山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例

（平成７年条例第 47 号）

（設置）

第１条　障害者と地域住民との交流の場を提供するとともに、障害者の福祉の向上のための相談、福祉に関する情報の提供等を行い、もって障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、富士ふれあいセンターを設置する。

（名称及び位置）

第２条　富士ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　山梨県立富士ふれあいセンター

位置　南都留郡富士河口湖町

（事業）

第３条　山梨県立富士ふれあいセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

一　障害者の福祉の向上のための相談を行うこと。

二　障害者の福祉に関する情報の提供、福祉機器の展示及び図書等の貸出しを行うこと。

三　障害者の活動を支援する人材を養成するための研修等の開催に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第４条　センターに、所長その他の職員を置く。

（利用の許可等）

第５条　センターの研修室又は実習室を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

２　知事は、センターの研修室又は実習室の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（第７条第４号において単に「暴力団」という。）の利益となると認められるときは、前項の許可をしないことができる。

（休館日）

第６条　センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

三　12 月 29 日から翌年１月３日まで

四　その他知事が必要と認める日

２　前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

（利用の制限）

第７条　知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第１項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

一　秩序を乱すおそれがあるとき。

二　施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。

三　前２号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

四　その利用が暴力団の利益となると認められるとき（センターの研修室又は実習室の利用に係るものに限る。）。

（警察本部長への情報提供依頼）

第８条　知事は、次に掲げる場合においては、第５条第１項の許可を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第２条第３号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一　第５条第１項の許可をしようとする場合

二　前条の規定による第５条第１項の許可の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合

（知事への情報提供）

第９条　警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第５条第１項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（委任）

第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成11年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年条例第38号）

この条例は、平成15年11月15日から施行する。

附　則（平成24年条例第26号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

25　第24条の規定による改正後の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第５条第２項の規定は、施行日以後に行われる同条第１項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第24条の規定による改正前の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第５条の許可の申請については、なお従前の例による。

附　則（平成26年条例第79号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則

（平成７年山梨県規則第 74 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例（平成７年山梨県条例第 47 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第２条　条例第５条第１項の規定により山梨県立富士ふれあいセンターの研修室又は実習室の利用の許可を受けようとする者は、山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。

（利用内容の変更等）

第３条　条例第５条第１項の規定により山梨県立富士ふれあいセンターの研修室又は実習室の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ山梨県立富士ふれあいセンター利用変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　利用者は、利用の取消しをしようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

（利用時間）

第４条　山梨県立富士ふれあいセンターの利用時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　知事は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

附　則

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成 11 年規則第 50 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年規則第 29 号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。

（山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

９　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第１号様式による山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第１号様式による山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書とみなす。

第１号様式(第２条関係)

年　　月　　日

山梨県知事　殿

申請者　　住所
ふりがな
氏名　　印
生年月日　　年　　月　　日
(団体にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
及び生年月日)

山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書

次のとおり山梨県立富士ふれあいセンターを利用したいので、山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第５条第１項の規定により許可を申請します。

利用施設及び日時	研修室	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
	第１実習室	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
	第２実習室	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
	相談室	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
	展示室	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
	図書室	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
利用人員		人
利用目的		
□誓約等 (誓約等をする場合は、□にレ印を記入すること。)	1　この申請による利用は、暴力団の利益となるものではありません。 2　この申請による利用が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3　私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※暴力団員等:暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者	

注　申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

担当者氏名　　担当連絡電話番号

第2号様式(第3条関係)

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住　所
氏　名　　印
(団体にあっては団体名及び代表者の氏名)

山梨県立富士ふれあいセンター利用変更承認申請書

　　年　　月　　日付けで許可のあったこのことについて、その利用の内容を次のとおり変更したいので承認願います。

許可を受けた施設名	
許可を受けた利用日時	
変更の内容	
変更の理由	